



鳥取労働局発表
平成30年7月30日

担当	鳥取労働局労働基準部 健康安全課 課長 仲浜 弘昭 衛生専門官 井上 晃 電話 0857-29-1704
----	---

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

記録的猛暑の夏、重点取組期間を延長します。(7～8月)

— 熱中症予防対策の徹底を図りましょう —

鳥取労働局(局長 まるやま よういち 丸山 陽一)では、鳥取県においては毎年のように熱中症による休業災害が発生していることから、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。

例年は、暑さが増す7月を重点取組期間と定めていますが、今年は近年にない猛暑となり今後も高温が予想されるため、重点取組期間を8月まで延長し、建設工事現場のパトロールや熱中症防止飴の配布等さらなる周知、啓発を行います。

(今後の予定)

- ・ 8月監督指導、各種説明会開催時等あらゆる機会を捉えて、熱中症予防対策の周知、指導を徹底する。
- ・ 建設業・製造業に限らず、他の業種の使用者団体に対しても、今回の重点取組期間を8月まで延長したことを通知し、熱中症予防対策を講じるよう要請する。

★ 熱中症を防止するため、次の措置を講じましょう。

- 1 暑さ指数(WBGT値)の低減効果を確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ
- 2 暑さ指数(WBGT値)に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を行いましょ
- 3 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分を積極的に摂取しましょ
- 4 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんととりましょ
- 5 重点取組期間中は熱中症リスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ
- 6 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく救急車を呼びましょ

【問合せ先】

鳥取労働局労働基準部 健康安全課

電話 0857-29-1704

(注) 鳥取県では、予想気温が30℃を超える(真夏日)と予想される日に「熱中症警報」を、予想気温が35℃を超える(猛暑日)と予想される日に「熱中症特別警報」を発令されることとなり、更にきめ細かな注意喚起が行われます。